

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年8月22日

静岡県知事 川勝平太

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

令和5年度学校中花いっぱい大作戦業務委託

(3) 業務の概要

令和5年度学校中花いっぱい大作戦業務委託仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から令和6年3月8日（金）まで

(5) 入札方法

総価による。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は支店等の営業の拠点を有する者であること。
- (4) 過去5年間に、学校や企業での体験講座等の開催に係る受託実績があること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札説明書等の配付期間、配付場所及び配付方法

(1) 配付期間

公告の日から令和5年8月25日（金）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで）とする。

(2) 配付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館10階
静岡県経済産業部農業局農芸振興課
電話：054-221-2679 E-mail: nogei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 配付方法

無償で直接配布又は電子メールにより提供する。

電子メールによるPDF形式ファイル等での配布を希望する者は、上記(2)へ連絡すること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出し、上記2の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料

(2) 提出期間

上記3(1)に同じ

(3) 提出場所

上記3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）

5 入札手続き等

(1) 入札執行日時

令和5年9月4日（月）午前10時

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階第一会議室D

(3) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

6 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出する必要がある。また、契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要がある。

(3) 詳細は入札説明書による。